

1. 子どもの貧困対策や子育て支援策の拡充を求めて

(5) 就学援助制度の充実を求めて

- ① 来年入学する新入生から、入学準備金を入学前に支給すること
- ② 中学校給食を就学援助の対象にすること
- ③ 学校で集める「学習費・PTA 会費・生徒会費・クラブ活動費・視聴覚費」などを就学援助の対象にすること

【答弁】

1. の(5)の①から③につきまして、順次お答えいたします。

まず①来年入学する新入生から、入学準備金を入学前に支給することについてですが、本市にあっては近隣市町村とも比べて就学援助申請者、対象者とも格段に多く、入学前に入学準備金を支給するためには多くの事務作業が必要となるため、システムの改修が不可欠となります。また、保護者への十分な周知と申請期間の確保についても考慮しますと、来年度の新入生への入学前支給については困難であります。

しかし、入学準備金を前年度中に支給することにつきましては急務の課題であると強く認識しておりますことから、できるだけ早期に入学前支給が実現できるよう、引き続き、研究・検討してまいります。

続きまして、②中学校給食を就学援助の対象にすることについてですが、試算いたしますと、生徒の減少に伴い対象者も減少しておりますが、4000万円程度の予算が新たに毎年必要となりますことから現時点では困難であると考えております。

しかしながら、本市教育委員会といたしましては、国全体として子どもの貧困問題が注目されている中において、保護者の経済状況が子どもの健康状態や学習環境に影響を及ぼさないことが重要であると認識しております。中学校給食費を就学援助の支給対象とすることにつきまして、財源の確保が課題となっておりますので、引き続き研究をすすめて参りたいと考えております。

最後に、③学校で集める「学習費・PTA 会費・生徒会費・クラブ活動費・視聴覚費」などを就学援助の対象にすることについてですが、本市における就学援助制度につきましては、より多くの世帯への支援を行うため、認定基準を大阪府内でも高い比率である「生活保護基準の1.3倍」と定め、その維持に努めてきたところでございます。これに加え「学習費」や「視聴覚費」等、学校の諸活動に係る費用をさらに就学援助の対象とすることは、地方交付税を含めた国からの補助が、本市の就学援助額に十分見合うものでない中において、現状では困難であります。

しかしながら、学校教育における保護者負担を最小限にとどめる必要があると認識しておりますことから、引き続き保護者負担の軽減を図るよう各校を指導してまいります。

本市教育委員会といたしましては、就学援助制度にかかる財政的な保障や増額等の措置について、引き続き国や府に強く要望してまいります。